

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する 障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する認定基準

1 目的

この基準は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービスを行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定に関する取扱いについて定めるものとする。

2 認定対象者

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する特例子会社
- (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する重度障害者多数雇用事業所
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3第1号に基づく在宅就業障害者
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に基づく在宅就業支援団体

3 認定の申請

- (1) 障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 認定

- (1) 提出のあった申請書又は添付書類の内容については、地方自治法施行規則第12条の2の3の規定により、2人以上の学識経験者の意見を聴取した上で、その内容を審査し認定の可否を決定する。
- (2) 市長は、前項の審査終了後、認定申請者に対し、認定の可否を速やかに通知する。

5 認定事項の変更等

認定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 施設等の名称、所在地、代表者等の認定の申請をした事項に変更が生じたとき。
- (2) 認定基準のいずれかに該当する者でなくなったとき。

6 実地調査等

市長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して、認定申請書又はその添付書類に記載された内容等について、実地の調査又は説明を求めることができる。

7 認定の取消し

認定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 営業を廃止又は休止したとき
- (2) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき
- (3) 契約の履行に当たり、不誠実又は不正な行為があったとき
- (4) 落札者又は契約決定者が、契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき
- (5) 営業に関し法律上必要とする資格を有しなくなったとき
- (6) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき